

西条市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法」という。）第1条の4第1項の規定により設置する西条市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）について、同条第9項に基づき、その運営に関し必要な事項を定める。

（招集）

第2条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び協議・調整を行う事項等を教育委員会に通知する。

2 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、市長に対して総合教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的な事項を示すものとする。

（会議の構成員等）

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会により構成する。

2 総合教育会議には、次に掲げる部署の職員を関係職員として出席させることができる。

（1）企画部

（2）教育委員会事務局

3 前項の規定に関わらず、総合教育会議は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、他の関係職員、学識経験を有する者等関係者から意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第4条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（会議録の作成）

第5条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録を作成する。

（1）開催した日時及び場所

（2）出席者の氏名

（3）協議・調整が行われた事項及び内容

（4）その他必要と認める事項

2 前項の会議録には、市長並びに教育長が署名するものとする。

（事務局）

第6条 総合教育会議の事務局は、政策課とする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年〇月〇日から施行する。